厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項 （令和8年11月）

【基本診療料】

| | |
|---|---|
| 初・再診料 | 地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科外来診療医療安全対策加算2、歯科外来診療感染対策加算3、電子的歯科診療情報連携体制整備加算１ |
| | 電子的診療情報連携体制整備加算２ |
| 入院基本料 | 急性期病院A一般入院料、急性期病院A精神病棟入院基本料　10対1 |
| 入院基本料等加算 | 急性期総合体制加算1、電子的診療情報連携体制整備加算1、臨床研修病院入院診療加算　基幹型、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、産科管理加算1、診療録管理体制加算1、医師事務作業補助体制加算1（15対1）　イ、急性期看護補助体制加算3（50対1）、看護職員夜間16対1配置加算1、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、無菌治療室管理加算1、緩和ケア診療加算、精神科身体合併症管理加算、精神科慢性身体合併症管理加算、がん拠点病院加算1のイ、医療安全対策加算1（医療安全対策地域連携加算1）、感染対策向上加算1（指導強化加算）（抗菌薬適正使用体制加算）（微生物学的検査体制加算）、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、地域支援・医薬品供給対応体制加算1、バイオ後続品使用体制加算、病棟薬剤業務実施加算1・3、データ提出加算　2・4　イ、入退院支援加算　1・3（入院時支援加算）、認知症ケア加算1、せん妄ハイリスク患者ケア加算、排尿自立支援加算、精神疾患診療体制加算、摂食障害入院医療管理加算、地域医療体制確保加算２ |
| 特定入院料 | 救命救急入院料2（救急体制充実加算）、特定集中治療室管理料1、広範囲熱傷管理加算、ハイケアユニット入院医療管理料1、総合周産期特定集中治療室管理料（1　母体・胎児集中治療室管理料）（2　新生児集中治療室管理料）（成育連携支援加算）、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、一類感染症患者入院医療管理料、小児入院医療管理料2（養育支援体制加算）、重症患者初期支援充実加算 |

【特掲診療料】

| | |
|---|---|
| 医学管理等 | ウイルス疾患指導料、外来栄養食事指導料（注3）、心臓ペースメーカー指導管理料（植込型除細動器移行期加算）（遠隔モニタリング加算）、高度難聴指導管理料、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料（難治性がん性疼痛緩和指導管理加算）、がん患者指導管理料　イ・ロ・ハ・ニ、外来緩和ケア管理料、小児運動器疾患指導管理料、乳腺炎重症化予防ケア・指導料、婦人科特定疾患治療管理料、腎代替療法指導管理料、二次性骨折予防継続管理料1・3、下肢創傷処置管理料、救急外来医学管理料１、救急外来緊急検査対応加算１、院内トリアージ実施体制加算、救急時医療情報取得加算、外来放射線照射診療料、外来腫瘍化学療法診療料1、連携充実加算、がん薬物療法体制充実加算、療養・就労両立支援指導料（注３）、心不全再入院予防継続管理料１及び２、遺伝性疾患療養指導管理料、開放型病院共同指導料、ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）、がん治療連携計画策定料、がん治療連携管理料、こころの連携指導料（Ⅱ）、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料　1・2、歯科治療時医療管理料、口腔機能実地指導料 |
| 在宅医療 | 救急患者連携搬送料1、在宅患者訪問看護・指導料の注2、同一建物居住者訪問看護・指導料の注2、在宅腫瘍治療電場療法指導管理料、持続血糖測定器加算、在宅自己腹膜灌流指導管理料２ |
| 検査 | 造血器腫瘍遺伝子検査、遺伝学的検査、BRCA1/2遺伝子検査、染色体検査の注2、がんゲノムプロファイリング検査、先天性代謝異常症検査、HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）、ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出、検体検査管理加算（Ⅳ）、国際標準検査管理加算、植込型心電図検査、時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト、ヘッドアップティルト試験、皮下連続式グルコース測定、神経学的検査、全視野精密網膜電図、コンタクトレンズ検査料1、小児食物アレルギー負荷検査、内服・点滴誘発試験、センチネルリンパ節生検（片側）　1　併用法、経頸静脈的肝生検、前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの） |
| 画像診断 | 画像診断管理加算　1・3、CT撮影、冠動脈CT撮影加算、外傷全身CT加算、大腸CT撮影加算、MRI撮影、心臓MRI撮影加算、乳房MRI撮影加算、小児鎮静下MRI撮影加算、頭部MRI撮影加算、血流予備量比コンピューター断層撮影解析 |
| 投薬 | 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 |
| 注射 | 外来化学療法加算1、無菌製剤処理料 |
| リハビリテーション | 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料、歯科口腔リハビリテーション2 |
| 精神科専門療法 | 医療保護入院等診療料 |
| 処置 | 処置の休日加算1、処置の時間外加算1、処置の深夜加算1、静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）、多血小板血漿処置、硬膜外自家血注入療法、エタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）（副甲状腺に対するもの）、人工腎臓　慢性維持透析を行った場合1、導入期加算1、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算、腎代替療法診療体制充実加算、ストーマ処置　ストーマ合併症加算、一酸化窒素吸入療法、歯科技工加算1及び2、歯科技工士連携加算1 |
| 手術 | 手術の休日加算1、手術の時間外加算1、手術の深夜加算1、組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）、緊急整復固定加算及び緊急挿入加算、後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）、椎間板内酵素注入療法、脛骨遠位骨切り術 |

厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項 （令和8年11月）

| | |
|---|---|
| 手術 | 緊急穿頭血腫除去術、内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術、脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術、癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を伴うもの）、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 |
| | 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）、濾過胞再建術（needle法）、網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、網膜再建術 |
| | 上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの） |
| | 乳腺悪性腫瘍手術（乳癌センチネルリンパ節生検加算1）、乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）、気管支バルブ留置術、食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術、胸腔鏡下弁形成術・胸腔鏡下弁置換術、弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る）、経皮的僧帽弁クリップ術、経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）、不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）（経カテーテル的手術によるもの）、経皮的中隔心筋焼灼術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカーの場合）、植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術、両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）、植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）、大動脈バルーンパンピング法（IABP法）、経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）、経皮的大動脈遮断術、経皮的下肢動脈形成術 |
| | 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）、ダメージコントロール手術、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、内視鏡的逆流防止粘膜切除術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）、腹腔鏡下胃切除術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下噴門側胃切除術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）、腹腔鏡下胃全摘術　悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術、腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）、胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの）、腹腔鏡下肝切除術（部分切除及び外側区域切除）（亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く)、2区域切除及び3区域切除以上）、腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）（部分切除及び外側区域切除）（亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く)、2区域切除及び3区域切除以上）、腹腔鏡下膵腫瘍摘出術、腹腔鏡下膵中央切除術、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、内視鏡的小腸ポリープ切除術、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） |
| | 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱水圧拡張術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）、尿道狭窄グラフト再建術、精巣温存手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） |
| | 腟腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腹腔鏡下仙骨腟固定術、腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術、胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）、胎児輸血術（一連につき）・臍帯穿刺 |
| | 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術<br>医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術（胃瘻造設術、薬剤投与用胃瘻造設術）<br>医科点数表第2章第10部手術の通則18に掲げる手術（腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））<br>医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術） |
| | 医科点数表第2章第10部手術の通則の20　周術期栄養管理実施加算、医科点数表第2章第10部手術の通則の23　外科医療確保特別加算、輸血管理料Ⅰ、輸血適正使用加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、内視鏡手術用支援機器加算 |
| 手術等管理料 | 体外式膜型人工肺管理料 |
| 麻酔 | 麻酔管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）、周術期薬剤管理加算 |

厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項 （令和8年11月）

| | |
|---|---|
| 放射線治療 | 放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、高エネルギー放射線治療、高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）、画像誘導放射線治療加算（IGRT）、体外照射呼吸性移動対策加算、直線加速器による放射線治療（定位放射線治療）、定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他） |
| 病理診断 | 病理診断管理加算2、口腔病理診断管理加算2、悪性腫瘍病理組織標本加算、保険医療機関間の連携による病理診断、国際標準病理診断管理加算 |
| その他 | 看護職員処遇改善評価料67、入院ベースアップ評価料135 |
| | 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） |
| | 歯科技工所ベースアップ支援料 |
| | クラウン・ブリッジ維持管理料、CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー |

厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項 （令和8年11月）

○ DPC対象病院として厚生労働大臣が指定する病院の病棟における
療養に要する費用の額の算定方法 （令和8年11月現在）

① 基 礎 係 数 ： 1.0583 （DPC標準病院群１）
② 機能評価係数Ⅰ： 0.3743
③ 機能評価係数Ⅱ： 0.1376
④ 救急補正係数 ： 0.0221　　医療機関別係数 （①＋②＋③+④） ： 1.5923

○ 入院時食事療養

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。（朝食　午前7時頃、昼食　12時頃、夕食　午後6時以降）

○ 保険外併用療養費

特別の療養環境の提供（差額個室料）
病院の初診に関する事項
病院の再診に関する事項
金属床による総義歯の提供
入院期間が180日を超える入院
う蝕に罹患している患者の指導管理
先進医療　遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤静脈内投与療法　脳出血
（発症から二時間以内のものに限る。）
長期収載品の選定療養

○ 入院基本料について
【一般病棟】
１日につき入院患者7人に対して１人以上の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置については、各病棟毎に掲示しております。

【精神病棟】
１日につき入院患者10人に対して１人以上の看護職員が勤務しています。

○ 酸素の購入価格について（令和8年度）
定置式液化酸素貯槽（CE） 0.12円　　小型ボンベ（3,000L以下） 0.97円